

## 調査実施者補足説明資料

## 1 調査世帯の代替選定による非標本誤差の是正・抑制について

全国家計構造調査及びその前身の全国消費実態調査では、従前から、本調査に回答することが困難な調査対象世帯（以下「準調査世帯」という。）がある場合、調査対象世帯を代替選定している。代替選定に当たっては、二人以上の世帯であれば勤労・勤労以外の別、単身世帯であれば男女の別について、元の準調査世帯と同一の区分から選定している。

前回の部会審議において御指摘のあった、当初抽出世帯と代替調査世帯との間における回答パターンの違いについては、準調査世帯は、「本調査に回答することが困難である世帯」であることから、把握することは困難である。

他方で、本調査で把握している消費、所得及び資産の回答パターンについては、世帯の属性による影響を受けることが想定される（表 1）。

表 1 属性別 消費支出、年間収入及び金融資産残高

## 世帯主の年齢階級（10 歳階級）別 結果

	30 歳未満	30～39 歳	40～49 歳	50～59 歳	60～69 歳	70 歳以上
消費支出（円）	168,552	222,432	254,475	283,725	258,284	212,287
年間収入（千円）	3,867	5,750	6,677	7,478	5,722	4,178
金融資産残高（千円）	1,948	5,205	9,112	14,013	18,959	16,897

## 世帯人員別 結果

	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人	6 人以上
消費支出（円）	160,154	249,974	288,324	301,079	334,576	365,142
年間収入（千円）	3,417	5,331	7,335	8,118	8,760	9,789
金融資産残高（千円）	9,679	16,198	14,620	11,512	12,149	13,252

## 有業者の有無別 結果

	無し	有り
消費支出（円）	185,232	253,259
年間収入（千円）	2,764	6,465
金融資産残高（千円）	16,384	11,693

## 現住居の所有関係別 結果

	持ち家	民営借家	公営借家	UR・公社等借家	給与住宅
消費支出（円）	250,257	215,104	167,997	233,342	219,896
年間収入（千円）	6,067	4,554	2,902	4,737	6,671
金融資産残高（千円）	15,900	5,833	3,474	9,468	9,816

## 現住居の建て方別 結果

	一戸建て	共同住宅	その他※
消費支出（円）	250,952	215,915	205,104
年間収入（千円）	5,981	4,996	4,093
金融資産残高（千円）	15,142	9,138	7,517

※長屋建やテラスハウスなど

出典：「令和元年全国家計構造調査結果（全国、総世帯、全世帯、1 世帯当たり）」（一部試算値を含む。）

このような状況を踏まえ、本調査では、代替選定による非標本誤差の是正・抑制に資する対策を検討するため、当初抽出世帯や準調査世帯、代替調査世帯について、世帯主の年齢階級、世帯人員、有業者の有無などの属性情報による比較・分析を実施している。

具体的には、基本調査における当初抽出世帯のうち、調査世帯となった世帯を「当初調査世帯」、準調査世帯となった世帯を「当初準調査世帯」とし、代替選定によって調査世帯となった世帯を「代替調査世帯」としている（図1）。これらの世帯の属性情報別分布（「当初準調査世帯」は不詳を除く割合）をみると、図2のとおりである。

図1 当初調査世帯、当初準調査世帯及び代替調査世帯のイメージ

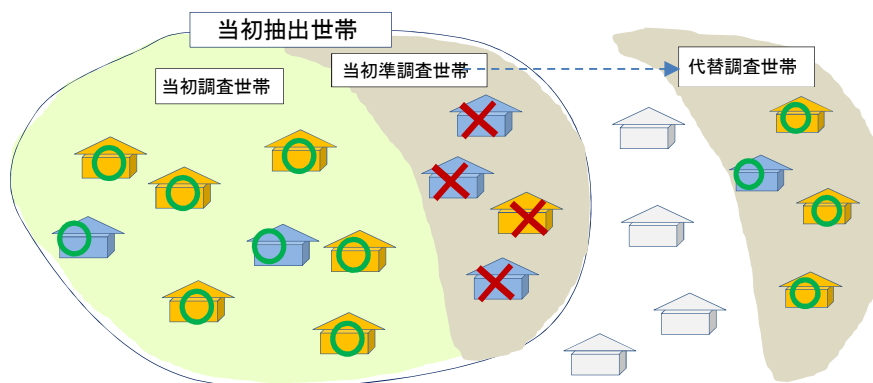
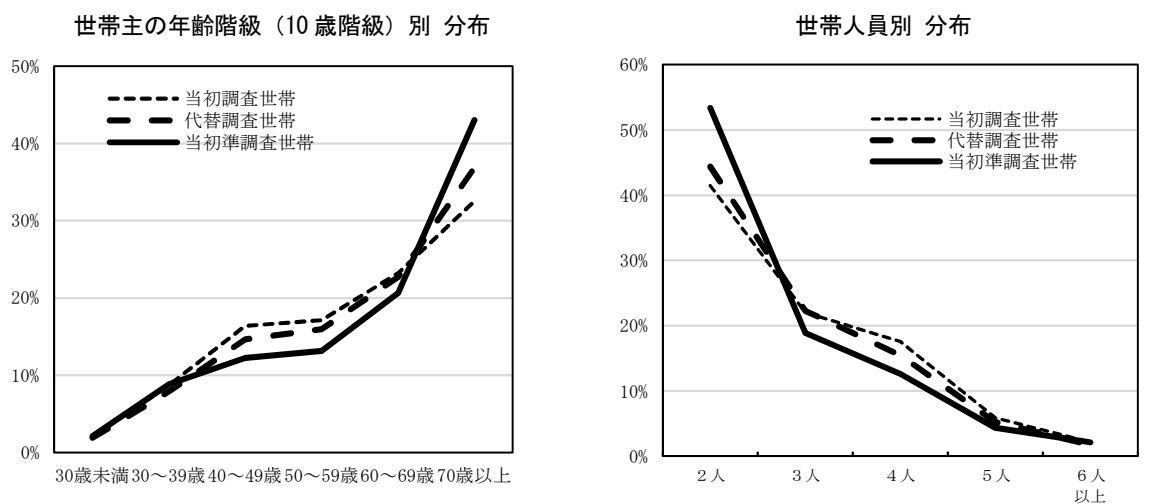
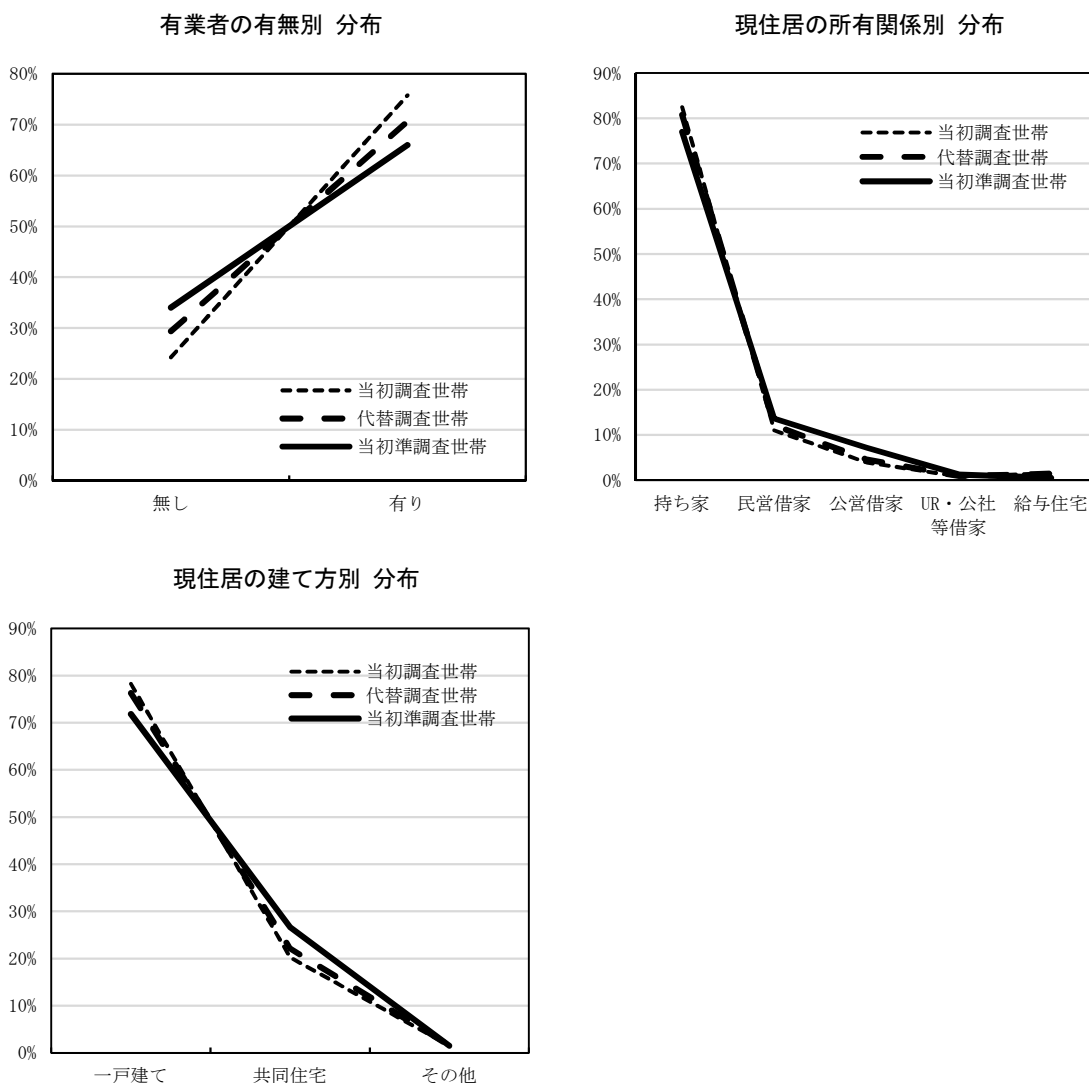


図2 基本調査における各属性情報別 分布



※ 1人世帯の全てが単身世帯であるため、ここでは2人以上の世帯を表示

図2 基本調査における各属性情報別 分布（続き）



実際には、ここで掲げている当初抽出世帯に関する属性情報の多くは事後的に判明するため、特定の世帯を対象とした対策を講じることは困難であり、全ての世帯を対象とした対策を講じざるを得ない面があることに留意が必要である。このため、令和6年調査において、従来からの対策を引き続き実施するとともに、オンライン調査の推進などにより、引き続き、調査世帯の代替選定による非標本誤差の抑制に努めてまいりたい。

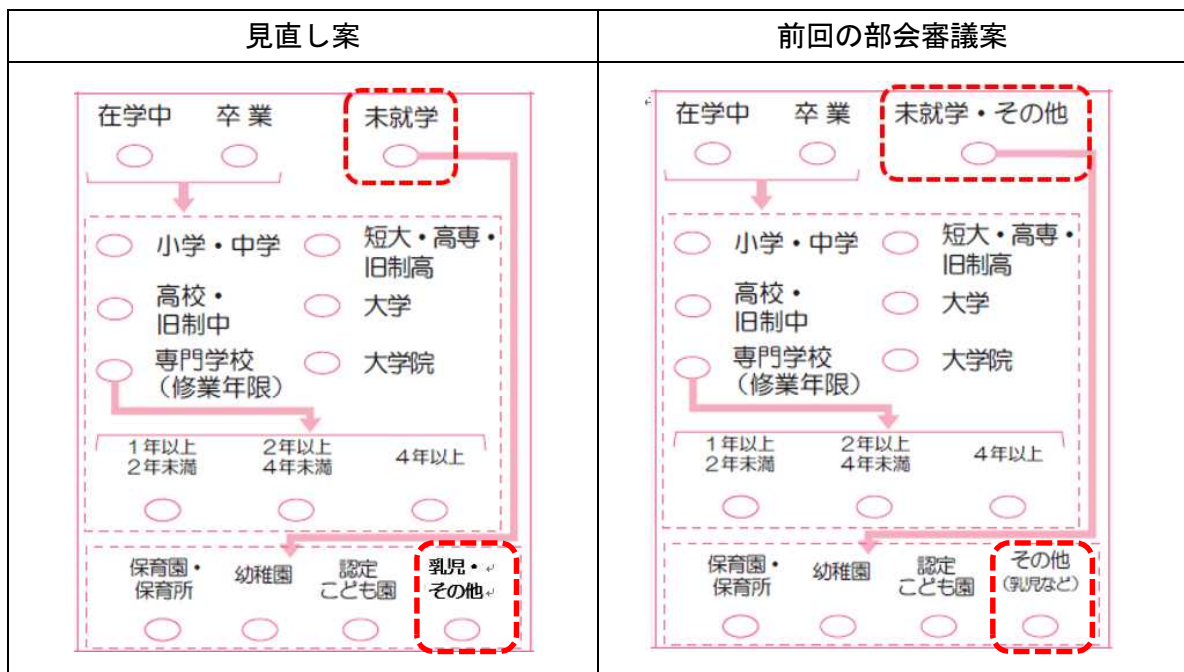
## 2 「教育」の選択肢について

世帯票における「教育」（令和元年調査における「就学状況」）について、令和元年調査では、「在学中」、「卒業」及び「未就学・その他」の3つの選択肢を設定していた。このうち、「未就学・その他」は、幼稚園などに通っている未就学の園児や、乳児に加え、小学校の教育課程を修了していない世帯員を想定していたため、名称に「・その他」を用いていた。また、「保育園・保育所」、「幼稚園」及び「認定こども園」の選択肢は、世帯員のうち、園児に該当するものが在園する施設区分を把握するために設定しており、これらに該当しない世帯員は「その他（乳児など）」を選択することを想定している。

これらの選択肢について、前回の部会審議における御指摘を踏まえ、以下の理由から、「未就学・その他」については「未就学」に、「その他（乳児など）」の選択肢については「乳児・その他」に、それぞれ見直すこととしたい（図3）。

- ・いずれも選択肢の名称の変更のみであり、分割又は統合がないことから、集計結果の時系列性への影響は軽微と考えられること。
- ・いずれも令和2年国勢調査において、同一の意味で同一の選択肢の名称が用いられていること（他の統計調査との整合性の向上）。
- ・人口動態統計結果によると、令和4年の出生数は79万9728人である一方、令和2年国勢調査結果によると、全国の15歳以上の未就学者は9万4455人とどまり、「その他（乳児など）」に該当する属性では乳児の数の方が多いこと。

図3 「(6)教育」の選択肢 見直し案



一方、同じく前回の部会審議で御提案いただいた、「未就学・その他」を、「就学前教育」又は「幼年教育」と「その他」又は「未就学」に分割する案については、以下の理由から、採用を見送ることとしたい。

- ・ 選択肢を分割した場合、集計結果の時系列性に影響が生じる恐れがあること。
- ・ 本調査項目は、「保育園・保育所」や「幼稚園」などの部分を世帯類型の集計に用いることを予定しており、「未就学・その他」を分割しても集計に用いる予定がないこと。
- ・ 「幼児教育」という文言には家庭や地域社会における教育が含まれ<sup>\*</sup>、「保育園・保育所」、「幼稚園」及び「認定こども園」のみを指すとは限らないことが推察されること。

※「子どもを取り巻く環境の変化を踏まえた今後の幼児教育の在り方について（答申）」（平成17年1月28日中央教育審議会）において、幼児教育の範囲を「幼児に対する教育を意味し、幼児が生活するすべての場において行われる教育を総称したものである。具体的には、幼稚園における教育、保育所等における教育、家庭における教育、地域社会における教育を含み得る、広がりを持った概念としてとらえられる。」としている。

なお、前回の部会審議で御確認があった外国の学校等については、従前から、修業年限等によりそれに相当する学校の区分の記入を求めており、今後も引き続き、世帯において適切な回答がなされるよう調査票の記入方法を記した調査書類などにおいて案内する予定である。

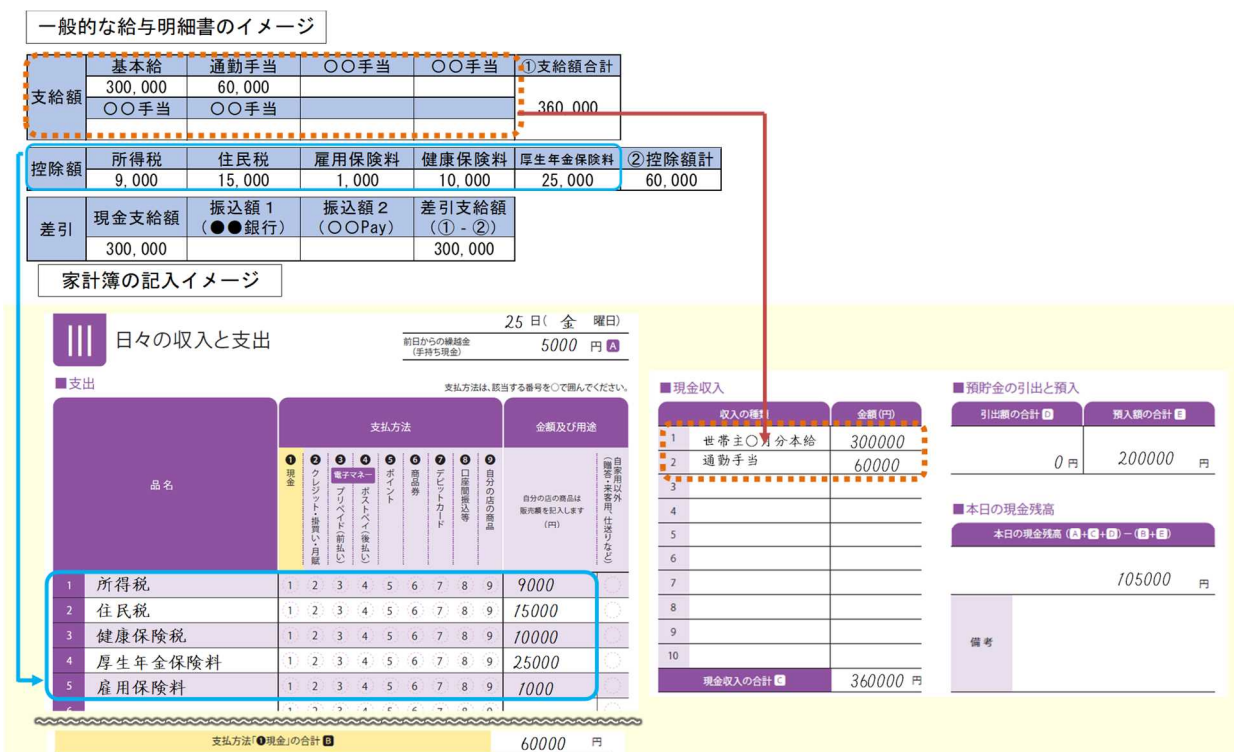
### 3 賃金のデジタル払いの把握について

全国家計構造調査の家計簿においては、従前から、「Ⅲ 日々の収入と支出」欄において、毎日の「本日の現金残高」欄が手持ち現金（銀行預金などを除く、「財布などに入っている」現金のこと。以下同じ。）と一致することを確認しながら記入を進めることを根幹とした設計としている。これにより、収支の記入漏れを防ぎ、調査の結果精度を維持することを目的としている。

この考え方に沿って、給与の現金払いのみの場合、差引支給額の分だけ手持ち現金が増えることから、収支のバランスを合わせるよう、基本給も控除も全てⅢ欄に記入する（図4-1）。また、少数\*ながら、現金払い及び口座振込を併用して給与を受け取る場合も、同様に、収支のバランスを合わせるよう、現金払い額と同額をⅢ欄に、残りの金額を「Ⅱ 口座への入金」欄の該当欄に記入する。（図4-2）。

※令和元年調査（基本調査）の家計簿（10月）では、定期的な収入を受取った世帯のうち0.27%の世帯において「Ⅱ 口座への入金」及び「Ⅲ 日々の収入と支出」の両方に記入があった。

図4-1 給与の現金払いのみの場合（イメージ）







#### 4 「土地の所有関係」の設定について

世帯票の「地代支払の有無」については、令和元年調査の実施状況報告における地方公共団体からの意見・要望及び民間モニターによる検証結果を踏まえ、名称を「土地の所有関係」に変更し、その選択肢も併せて変更することとしている。

これらの変更に伴い、前回の部会審議で御指摘のあったとおり、例えば、複数者間で同程度の価値の土地を借り合うことによってお互いの地代を相殺する「差益交換」の場合、「地代支払の有無」では「支払っていない」にもかかわらず、「土地の所有関係」では「有償の借地」となり、変更した調査項目の選択肢が必ずしも完全には一致しないことがある。

しかしながら、本調査項目は、地代支払い額の家計収支（フロー）ではなく、所得資産（ストック）を把握するための調査項目であることを踏まえると、今回の変更によって、より正確に実態を把握できることが期待される。また、土地の所有関係において、表2のとおり、借地の占める割合は3%程度であり、変更前後において調査項目の選択肢が一致していない割合はさらに低くなることから、これらの変更による集計結果への影響は軽微と考えている。

表2 土地の所有関係別 戸数及び割合

総数	所有地	借地
26,959,200	26,132,400	826,800
(100.0%)	(96.9%)	(3.1%)

出典：「平成30年 住宅・土地統計調査 住宅の構造等に関する集計」（総務省）

#### 参考 「土地の所有関係」及び「地代支払の有無」における選択肢の対応表

	土地の所有関係	地代支払の有無
選 択 肢	所有地	支払っていない
	無償の借地	
	有償の借地	支払っている